

中部大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

中部大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、中部大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学・大学院の使命・目的は、「不言実行、あてになる人間」の建学の精神をもとに、それぞれ明確にかつ簡潔に表現されている。教育目的は教育基本法にのっとり、寄附行為・学則に定め、教育理念を達成するため適宜見直し、的確な表現で学内外に公表している。

大学の個性・特色は、社会の発展に寄与する人間の育成を目的にして、多彩な国際交流と地域交流でグローカルな人材育成を掲げ、社会の要請に柔軟に応えている。

大学の諸規定の制定や改定は、関係機関での審議に伴い、役員・教職員が参画し定めており、役員・教職員の理解と支持を得ている。これらの使命・目的及び教育目標は、中長期計画と整合性が図られ、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に具体的に反映されている。それを実現する教員研究組織は適切な構成で連携しており、学部・学科の領域を超えた学びなど、実践的な運営がされている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、進学相談会等の行事において、周知している。一部に定員未充足の学科はあるが、大学全体では、安定的に在籍者数を確保している。

教育目的を達成するために、教育課程編成の基本事項を「教員手引書」に記載し周知している。更にIT端末を活用した特色ある教授方法を開発し、授業の改善を行っている。単位認定や進級及び卒業・修了認定等は、明確に定められ厳格に運用されている。

就職は教育の一環と捉え、「100%就職」を目標に、キャリア教育を教育課程に取込み、積極的に就職支援を推進している。

授業評価は、授業の責任の明確化として、教員のコメントを学内公開し、学生と教員の意識差を「見える化」し、教育改善が図られている。教員数や配置は適切であり、少人数教育で教育効果を高めている。校地・校舎は、快適な教育環境が整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び管理運営に関する諸規定を整備し、理事会及び評議員会が相互に機能して、社会的責務を果たす運営をしている。学校教育法等の法令を遵守し、環境保全、人権、安全など改善を図っている。また、経営・財務情報及び教育研究情報を適切に公表している。

理事会は、運営に関する基本的な事項から重要な案件について、協議、調整、企画、立案して、法人と教學が一体となって戦略的意思決定できる体制をとっており、学長のリーダーシップが發揮できるガバナンス体制が構築されている。

財務基盤は、万全とはいえないが、安定した状況にある。大学の管理・教学・事務部門

の運営は、責任分担が明確で意思疎通は適切に図られている。SD (Staff Development)活動も継続的・計画的に実施し、職員の資質向上が果たされている。会計処理は適正に行われ、監査体制も十分機能している。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、大学の使命に即した自主的・自律的な「自己点検・評価委員会」を整備し、継続的に自己点検・評価を行っている。同委員会のもとに主要な役職者で構成する「自己点検・評価実施専門委員会」を設け、委員会等と連携を図り効率的に実施している。

関係部局に蓄積された教育・研究実績を、大学教育研究センターが中心となり、各種データを収集整理し、データの共有化を図るとともに、エビデンスとして活用している。また、授業改善アンケートや学生による授業評価及び教員による授業自己評価を実施し、授業改善に生かすとともに、その結果を学内外に公表している。自己点検の評価結果は教職員へ要旨を配付し周知を図っている。

自己点検・評価に基づく改善策については、「自己点検・評価実施専門委員会」のもとに「改善・向上方策に関するワーキンググループ」を設置し、そのメンバーが責任者として改善の進捗状況を把握している。これにより、全学的なPDCAサイクルを確立し、有効に機能している。

総じて、大学の建学の精神を信条に、使命・目的を達成するための教育・研究体制、経営管理体制を整備し、学部・学科組織、教職員組織が有機的な連携を図り、関係法令にのっとり適正に運営されている。また、中長期計画の戦略として、「ブランド化」「テーラーメイド教育」「研究の活性化と地域貢献」を掲げ、学部・学科の領域を超えた学びの実践と教育環境や学生支援体制を整備して、学生への教育の質的向上や改善を継続的に行っている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A. 新教育改革」「基準B. 研究活動の推進」「基準C. 社会との連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

昭和 13(1938)年に名古屋第一工学校として創立以来、「不言実行、あてになる人間」を建学の精神として、「豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果を挙げ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献する」と基本理念が明確に文章化されている。

学部・大学院の教育目的は、建学の精神や教育理念を達成するために、適宜見直しを行い、簡潔に的確な表現で学内外に示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神を信条に、ワンキャンパスならではの知の相乗効果を生かして、社会の発展に寄与する人間の育成を目的に①7 学部 30 学科の領域を超えた学びの交流②総合理解力や基礎力を養う全学共通教育の実施③教員 1 人当たり約 20 人の少人数教育④多彩な国際交流と地域交流でグローバルな人材を育成一といった特色を有している。

また、教育基本法などにのっとり「学校法人中部大学寄附行為」「中部大学学則」に、大学として適切な教育目的を定め掲げている。

昭和 37(1962)年に工業技術者の育成に目標を定め、中部工業短期大学を発足、昭和 39(1964)年中部工業大学に改組・再編、昭和 59(1984)年に人文・社会系学部を持つ理工系を中心とする総合大学構想のもとに中部大学と名称変更を図った。平成 26(2014)年に開学 50 年を迎え、多彩な国際交流と地域交流でグローバルな人材育成を特色に、社会の要請に応えている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

寄附行為の改定については理事会の承認、学則の改定については教授会・研究科委員会の議を経て、「大学協議会」の審議を経ることで、役員・教職員の関与・参画を得て定めており、役員・教職員の理解と支持を得ている。

建学の精神に基づいた基本理念・使命・目的は、ホームページ・学生便覧に記載し、また、建物に掲示して、学内外に周知している。

中長期計画は、学部長・研究科長会主導で学部・学科、研究科・専攻の将来計画を立案し、大学・法人の協議による運営企画研修会で実践戦略をまとめて、①ブランド化②テラーメイド教育③研究の活性化と地域貢献一の基本的戦略を三つの方針に結びつけている。

教育研究組織である7学部30学科、6研究科17専攻には、建学の精神、基本理念、使命・目的及び教育目標が達成できるように反映されており、学科の領域を超えた学びや学生と教員の交流を通して、人材育成が適切に行われている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学部・学科、研究科・専攻ごとに定められ、ホームページや「入学試験要項」で公開し、オープンキャンパス、進学説明会、大学展、高校訪問、模擬授業、大学見学者への対応時に説明が図られ、広く告知されている。

大学、大学院とも、この基本的な方針に基づいて多様な選抜方法による入学試験を実施している。また、毎年入試結果について学内資料を作成し共有するなど、入試・選抜委員会を中心に綱紀の保持と厳正な入試の実施を行う取組みができている。

定員未充足の学科があるが、大学全体の入学定員及び在籍者数は概ね適切である。

【参考意見】

○国際関係学部中国語中国関係学科の学生数が収容定員を下回っている点については、今後、計画に基づいて改善策が進められることに期待したい。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部・学科ごとに教育研究上の目的及びディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを明確に定め、ホームページに掲載するとともに、学生便覧等を通じて明示している。また、教育課程編成の基本事項を「教員手引書」に記載し、教員へ配付し周知を図っている。

特色ある教育方法として、全学生にノート型パソコンの所持を義務付ける IT 教育の推進、習熟度別クラス編制、再履修クラス編制、海外留学や研修のための「PASEO プログラム」の実施など、教授方法の工夫が行われている。全学共通の教育科目として、「キャリア教育科目」「教養課題教育科目」「特別課題教育科目」などを開講しており、実践型環境教育である「森の健康診断」は地域と連携して実施している。

教育課程編成は、各学部教授会及び研究科委員会で審議し、全学の「教務部門運営委員会」を経て、「学生教育推進機構会議」で決定するなど、組織的に教育改革が行われている。

2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーション、「スタートアップセミナー」の実施、教育支援システム、学習支援室の設置などを通じて教職協働で学修支援が行われている。また指導教授制、「P.S.アワー(Professor-Student Hour)」、オフィスアワー制度や、TA による教育補助業務に加えて「SA(Student Assistant)制度」を試行的に開始するなど、学生への支援体制を全学的に整えている。

教育目標・教育課程・授業方法などの抜本的な改善を図り、退学者を出さない教育支援に向けた重点活動が行われている。また、学生の意見をくみ上げるために、「授業改善のための学生懇談会」が設けられ、同時に「学生による授業評価」を、実施方法に改善を加えつつ継続的に実施している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

- 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、明確に規定されており、厳格に運用されている。試験は、「中部大学試験規程」及び「中部大学試験規程施行細則」に基づき実施されており、GPA(Grade Point Average)制度が導入され、成績評価、学生への学修指導、教育改善の資料などとして役立てられている。

履修単位の上限と進級要件は学生便覧に掲載して周知が図られており、各学部・学科において綿密な指導が行われている。また、各学部・学科が定めるディプロマポリシーに沿って学修成果を修めた者には、各学部の教授会審査を経て卒業が認定され、学位が授与されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「就職を教育の一環として捉え、全員の進路が決まるまで徹底支援する」という考えに基づき、学長を室長とするディプロマ戦略室を設置し「100%就職」を戦略目標として掲げ、キャリア教育に積極的に取組んでいる。その実現のために「学生教育推進機構」のもとに「キャリア部門」（インターンシップ推進を含む。）を設置し支援体制を整えている。教育課程内の取組みとしては、新教育改革の一環としてキャリア教育科目を開設し、「自己開拓」「社会人基礎知識」を開講し、新しい指導方法の導入や担当教員の研修などを実施して効果の向上に努めている。教育課程外の取組みとしては、キャリア支援課において、各種講座、検定試験学内団体受験制度、学内企業説明会などを実施し、インターンシップについても積極的に推進している。また、キャリアカウンセラーの資格を有する教職員を配置し、相談助言体制を整備している。「全学共通教育『キャリア教育科目』成果報告書 2009～2013」を作成するなど、キャリア教育についての検討・総括を加え、改善に努めている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

入学時にはフレッシュマンテストを実施して学生の学力について把握し、その後の学修

状況については GPA を活用することにより明確にしている。ウェブサイトを利用した学生による授業評価・教員による授業自己評価を実施するとともに、「学生の主体的な学び」に向けてのアンケート調査を試行的に行っている。更に、資格取得や就職・進学状況を把握し、教育目的の達成状況の点検・評価の指標の一つとしており、その結果を公表し学生指導やその改善に生かしている。

①授業評価を教員の授業に対する責任を明確にするものと位置づけていること②教員のコメントを学内公開して学生と教員の意識の差を「見える化」していること③授業評価結果を FD 活動の資料として取上げ授業改善への活用を図っていること一などから、教育目的の達成状況の把握とフィードバックは適切に行われている。

【優れた点】

○独自のクリッカーシステムは授業を双方向対話型とし、学生の授業参加意識と緊張感を高め、双方向型授業の効果を一層高めており、その活用のため教員研修会などを開催し、積極的に普及を図っていることは高く評価できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、学生指導のための組織として「学生教育推進機構」に設置された「学生部門」に学生生活関連の各種委員会を置くとともに、学生支援課などの事務部局に専任の教職員を配置しており、学生サービスの体制は整えられている。経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金以外に大学独自の奨学金制度も多数設けている。課外活動については、表彰の実施などを通じて学生の自主的活動を積極的に援助・推進している。学生相談・健康管理については、学生相談室・保健管理室に専門家を配置して対応するとともに、学内各部署や学外の専門機関とも連携している。留学生に対しては、多様な経済的支援・生活支援・学修支援が行われている。

「厚生モニター」制度を設け、学生の意見をくみ上げて改善に反映するように努めている。

【優れた点】

○学生生活の向上、改善を図るため「厚生モニター」制度を設け、学生の意見を改善に反映させるとともに、「学生部便」にその結果・意見・回答を掲載し、全学生への周知を行っている点は高く評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数・教授数は大学設置基準・大学院設置基準を満たしており、教育課程に即した教員配置が行われている。大学独自の基準による教員配置を行って、少人数教育により教育効果を高める努力がされている。

教員の採用・昇任については、基本方針を定め、諸規定に沿って適切に実施されている。全学 FD 委員会を設置し、新任教員に対する FD をはじめとして多様な FD 活動を積極的に推進・支援して、教員の資質・能力向上に努めている。また、業績の顕著な教員を顕彰する「教育活動顕彰制度」を実施することなどを通して、魅力ある授業づくりに努めている。

教養教育については、「全学共通教育部」のもとに、とりまとめ責任組織を設置し、学部の教員も協力して実施するなど教養教育を行うための体制は確立されている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎面積は大学設置基準を満たしている。施設・設備は質・量ともに十分であり、良好に整備され、適切に管理・運営が行われ、有効に活用されている。図書館・体育施設・博物館・情報関連施設・研究施設・福利厚生施設など必要な施設が整備されているが、特に図書館や情報関連施設が充実しており、学修や教育研究の利便性を高めている。教育環境の管理・運営については、規定に基づき、安全・衛生管理、環境対策、防火・防災対策、緊急時対応体制構築、情報セキュリティ対策などが適切に行われている。東海・東南海地震を想定し耐震化を進めるとともに、防災訓練や防災ハンドブックの配付を行っている。

クラスサイズについては、教務委員長（副学長）名で授業の受講者数の基準を示すことにより、全学で共通認識のもとに、適正なクラス編制を実施しており、教育効果を高めるため可能な限りの少人数クラス編制を実施している。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

「学校法人中部大学寄附行為」に規定した理事会及び諮問機関である評議員会を設置し、適正に社会的責務を果たせる運営をしている。また、「学校法人中部大学運営協議会」を置き法人・教学部門の連携を図り、使命・目的の実現に向けて、経営の安定と質的向上に努めている。

学校教育法など関係法令の遵守に関しては、寄附行為第3条及び学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に従い」と明記し、法令改正や関係通達に遅滞なく対応している。

学内の快適な環境整備に努め、リサイクル活動に積極的に取組み、環境改善を図っている。人権や安全を確保するため関係規定の整備と周知の徹底を図り、安心して教育活動ができる環境の充実に努めている。

情報公開は、「中部大学教育情報公表ポリシー」を定め、経営及び財務情報、教育研究情報をステークホルダーにわかりやすくホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

理事会の運営、理事の選出については「学校法人中部大学寄附行為」に定め、この規定に基づいて適切に行われている。理事会を法人の最高意思決定機関と位置付け、年3回の定例と臨時の理事会が開催されている。また、諮問機関である評議員会は年4回の定例会が開催され、寄附行為に定める重要な事項を審議し決議している。

理事長の諮問機関としては、運営協議会を置き、年8回の定例会議を開催し、運営に関する

する基本的事項や重要な事項について協議、調整、企画、立案するなど、機能的運営を行っており、理事会の戦略的意見決定に貢献している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育研究の運営に関する決議機関として、学長のもとに重要事項を審議・意思決定する「大学協議会」を置き、関係委員会に審議を委任して、その結果を審議し、直ちに戦略的施策へ実行している。学長は、管理運営規則第 34 条に定められているとおり、総長の総督のもと、大学運営における最高責任者としてリーダーシップが発揮できる体制が作られ、権限と責任が明確であり、ガバナンス体制が構築されている。

学長は、「中部大学学部長・研究科長会に関する申合せ」に基づき、諮問機関である「学部長・研究科長会」を置き、教育研究活動や管理運営上の課題について、意見交換や検討を行うなど、管理運営が組織的に行われている。学長の主導のもとで、教育力・研究力の充実と社会要請に応える教育改革が、戦略的に推進されている。また、毎学期の冒頭の教員総会で、取組む課題、教育研究課題、組織改革などを説明し、意識改革と行動啓発が図られている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長は理事として法人の意思決定に加わり経営責任を担っている。副学長 2 人も理事に選任されており、理事会と大学の連携・協力を密接に保っている。法人にて開催される運営協議会には、学長、副学長、学監が出席し、法人幹部と重要案件を審議・意見交換して、迅速な意思決定をしている。

監事は、理事会及び評議員会に必ず出席をして法人と大学の相互チェックを行い、大学運営が適正に行われているか監査報告をしており、ガバナンス機能を果たしている。

法人に対する提案・意見は、「理事長室会議」にて事前調整及び確認を行い、運営協議会

に諮り反映し、大学に対する提案・意見は、「学長室会議」や「教学打合せ」などで協議、調整の上、反映している。事務職員からの提案・意見は、「部長会」に諮り反映させるなど、大学全体としてのボトムアップ体制が機能し、適正に運営している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人の事務組織については、「学校法人中部大学管理運営規則」を定め、その中に「学校法人中部大学管理組織図」を示している。法人の経営を担う法人本部と教育研究活動に関する事務を行う大学事務局に大別し、必要な組織及び職員を配置し、業務及び人事管理を適切に行っている。法人本部長及び大学事務局長は理事会に参画するとともに、運営協議会の構成員となり、大学協議会には、法人及び大学の部課長が加わり法人と大学の意思疎通を図っている。また、部課長等が主要な委員会等に参加し教職協働による効果的な業務遂行を行っている。

SD 活動については、プロジェクト活動、外部の研修への参加、合同勉強会などを計画的・継続的に実施し、事務職員の資質の向上を図っている。

【優れた点】

○ 「構造改革プロジェクト」及び「財政改革プロジェクト」については、部署を横断し、またテーマにより教員も参加する教職協働であり、業務改善、経費削減について成果を挙げるとともに、職員の実践的スキルアップが図られている点は評価できる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「学園財務中期計画」を定め、財務基盤を考慮して財政運営が行われている。財務関係比率については更なる努力が望まれるが、学部・学科等の増設整備が一段落したことにより、帰属収支差額は収入超過に転じ、今後も増加が見込まれる。財務基盤の要件となる学

生数も増加傾向を示し、外部資金獲得の手段として、特に寄付金についてはインターネットのクレジット決済などを取入れ、昼夜を問わず寄付しやすい環境を整備するなど、積極的な活動を展開している。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

法人の会計は、学校法人会計基準に基づき「学校法人中部大学経理規程」等の会計関係規定を整備し、適正に処理されている。監査は、監査法人と監事による監査を行っており、平成 26(2014)年度に新たに監査室を設置し、内部監査を実施することとし、より適正な体制整備を図っている。監査法人は会計監査のほか、財務面から見た業務監査、科学研究費助成事業監査も実施している。監事は理事会・評議員会に出席し、法人業務運営を把握し、その監査をしている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 3(1991)年の大学設置基準の改正に伴い、自己点検・評価準備委員会を設置し事前の検討を重ね、平成 5(1993)年に自己点検・評価委員会を設け大学の使命に即した自主的・自律的な自己点検・評価体制を整備した。平成 11(1999)年度、平成 15(2003)年度に自己点検・評価を実施し、平成 19(2007)年度には、日本高等教育評価機構の認証評価を受け、現在に至るまで継続的に自己点検・評価を行っている。また、同委員会のもとに主要な役職者で構成する「自己点検・評価実施専門委員会」を設け、各部門・委員会等と緊密な連携を図り、効率的に実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

関係部局に蓄積された教育研究実績を大学教育研究センターが中心となり、教育研究に係る基礎データやさまざまなデータを収集整理した「教育・研究活動に関する実態資料」として刊行し、データの共有化を図るとともに客観的な自己点検・評価のエビデンスとして活用している。また、授業改善アンケート、学生による授業評価及び教員による授業自己評価を実施し、授業の改善に生かすとともに、その結果をホームページ等で学内外に広く公表している。自己点検の評価結果はホームページ等に公表し、教職員へ要旨を配付し周知徹底を図っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に基づく改善策については、関係する教学部門、管理部門、大学協議会の下に置く常置委員会等において検討し、実施へとつなげている。また、自己点検・評価実施専門委員会のもとに「改善・向上方策に関する検討ワーキンググループ」を設置し、そのメンバーが責任者として改善の進捗状況の把握を行っている。これにより全学的な PDCA サイクルの仕組みが確立し、有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 新教育改革

A-1 新教育改革の必要性、目的と位置付けとその実践方策

- A-1-① 「全学共通教育」における改革の方針と運営の実施体制と組織
- A-1-② 「初年次教育」「キャリア教育」の全学的実施
- A-1-③ 「教育職員の職務と勤務に対する基本事項」の策定
- A-1-④ 大学教育改革の中間評価

【概評】

平成 18(2006)年度に建学の精神に基づく総合大学としての基本理念、教育上の使命・目的を制定し、学部・専攻ごとに教育目標を定めている。これを出発点、基礎として「大学教育改革推進委員会」を設置し、「新教育改革」に関する検討を重ね、全学共通教育・初年次教育・キャリア教育について改善を行ったこと、その実施体制を確立していることは評価できる。

全学共通教育については、従来の教養教育の問題点を明らかにした上で、社会の変化に対応したものとするために平成 23(2011)年度から抜本的に改革した新たな教育課程を構築し、7 教育区分を設けて体系化された全人的な教育を行っている。その実施については、「全学共通教育部」が主体となり、全教員が全学共通教育及び他学部の教育にも協力することを前提とした全学共通教育の実施体制を整えている。初年次教育については、「スタートアップセミナー」を全学部・全学科に必修科目として実施し、少人数のクラスを編制してきめ細かな指導を行っており、参考テキスト「大学で学ぶ」を作製・配付している。キャリア教育については、「自己開拓」「社会人基礎知識」の科目を開講して、少人数グループによるラボラトリ方式体験学習という新しい試みも行っている。初年次教育科目とキャリア教育科目は、新教育改革の大きな核となる教育科目であるといえる。

①担当教員の研修や FD を実施していること②平成 23(2011)年と平成 24(2012)年に教育改革の中間評価を実施したこと③「教育職員の職務と勤務に対する基本事項」を策定したこと④春学期・秋学期の初めに全教育職員から学生授業期間中の「週間勤務予定表」の提出を求め勤務実態の把握に努めていること一などは、いずれも新教育改革を推進するものと捉えられる。また、学部教育の改革をはじめとする今後の課題を明確に把握し、組織的に取組む体制を整えており、期待することができる。

基準B. 研究活動の推進

B-1 大学としての優れた研究活動の推進

B-1-① 大学としての優れた研究活動の推進

B-2 研究活動の推進支援の充実

B-2-① 特別研究費制度

B-2-② 学長・学部長裁量経費の導入

B-2-③ 外部資金の獲得状況

B-2-④ 他機関との研究交流

B-3 研究支援体制の充実

B-3-① 研究支援体制の充実とその機能性

【概評】

大学独自の推進策として、大学の財政を生かした「特別研究費」による研究推進事業を

行っている。研究推進活動等の統轄機関として、総合学術研究院を発展的に改編した「研究推進機構」を立上げ、研究の高度化、先端化及び外部研究資金の効率的な導入を行い、研究成果の集約・評価、進行中の研究プロジェクトに対する組織的支援と今後の研究プロジェクトの申請など、全学的視点で実践している。

教員個人又はグループで学長に申請する「特別研究費制度」は、建学の精神に基づく研究上の使命を達成するために活用されており、多額の研究費配分が学内研究の活性化に貢献している。学長・学部長裁量による経費の導入は、学部・学科等の研究・教育の発展、大型教育研究プロジェクトの支援、研究者の研究・教育活動の支援などに活用されている。外部資金の獲得状況は増加傾向にあり、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」等の大型プロジェクトにも採択されている。また、他機関との研究交流も推進され、産官学の垣根が取払われ、中部経済産業局、県や市の協力、地域の産業界と連携して多彩な研究活動を展開しており、相互理解及び相互協力の精神が培われ、協力体制の堅い基盤が形成され成果を挙げていることは高く評価できる。

研究支援体制の拡張・強化を図る中で、研究推進機構と研究推進事務部にて学外研究機関との共同研究、学外からの研究資金受入れに関わる業務等を一括して行うことにより、学内の研究活動を支援し、その推進を図りながら、研究成果や新技術の産業界への移転等、学術研究や新技術開発に関する産業界や官公庁との連携・協力を図っている。このような研究支援体制を進めた結果、研究費獲得という点において極めて高い実績を残していることは評価に値する。

C 基準C. 社会との連携

C-1 大学が持つ物的・人的資源の社会への提供

C-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など大学が持つ物的・人的資源の社会への提供

C-2 地域社会との連携

C-2-① 大学と地域社会との連携・協力関係の推進

C-3 産官学連携等

C-3-① 教育研究上における企業や他大学との適切な関係

【概評】

大学の学術的財産を広く学外に開放し、地域社会の生涯教育の拠点として、小学生から高齢者まで幅広い年齢層を対象にして、さまざまな事業を展開している。オープンカレッジでは、学生が経験豊富な聴講生との交流の場を広げ多くのことを吸収できる環境づくりにも努めている。公開講座は5種類を開講し、年齢層や地域社会のニーズに沿った内容で実施している。法人創立50周年を記念したキャンパスコンサートは、チャリティコンサートとして開催し日本介助犬協会、東日本大震災などへの支援を継続している。愛知県下の大学で組織する研究会に参加し、調査研究、情報交換を行い、社会のニーズを常に分析

し、受講生の満足する内容を目指している点は評価できる。

地域連携の窓口を、社会連携推進部涉外課に一本化したことにより、行政以外の金融・福祉・医療機関などさまざまな分野の協働要請に対してスムーズな対応が図られている。平成 19(2007)年には、国連大学から ESD（持続可能な発展のための教育）の中部エリアの拠点に認定され、地域と連携して推進している。平成 25(2013)年度から春日井商工会議所との報酬型インターンシップ制度が発足したことは先進的な取組みであり、その成果に期待したい。

产学連携事業の拡大に伴い体制を充実し研究推進事務部を設置した。コーディネーター（8 人）を配置し、大学の所有するシーズと企業のニーズとの適正なマッチングを図っている。また、上海万博での「中部大学週」、中部大学フェア、テクノモールなどの事業、産業界等との技術情報交流会などを行い、産官学の相互理解と相互協力の精神が培われ、受託研究や共同研究で成果を挙げている。産官学連携の積極的な推進により平成 25(2013)年度の外部資金の獲得額は中部地域の私学の中ではトップクラスであり評価できる。

